

令和8年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その4)

目 次

| 番 号 | 件 名 | ページ |
|----------------|---|-----|
| 定 県 第 44 号 議 案 | かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 定 県 第 45 号 議 案 | 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 定 県 第 46 号 議 案 | 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 定 県 第 47 号 議 案 | 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 定 県 第 48 号 議 案 | 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 定 県 第 49 号 議 案 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 定 県 第 50 号 議 案 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 定 県 第 51 号 議 案 | 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 定 県 第 52 号 議 案 | 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 定 県 第 53 号 議 案 | 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 14 |
| 定 県 第 54 号 議 案 | 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 15 |
| 定 県 第 55 号 議 案 | 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例 | 16 |
| 定 県 第 56 号 議 案 | 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 | 17 |
| 定 県 第 57 号 議 案 | 特定事業契約の変更について（県営上溝団地特定事業契約） | 18 |
| 定 県 第 58 号 議 案 | 特定事業契約の変更について（近代美術館新館（仮称）等特定事業契約） | 19 |
| 定 県 第 59 号 議 案 | 動産の取得について | 21 |
| 定 県 第 60 号 議 案 | 指定管理者の指定について（県営住宅（横浜等地域）） | 22 |
| 定 県 第 61 号 議 案 | 指定管理者の指定について（県営住宅（川崎地域）） | 23 |
| 定 県 第 62 号 議 案 | 指定管理者の指定について（県営住宅（相模原等地域）） | 24 |
| 定 県 第 63 号 議 案 | 指定管理者の指定について（県営住宅（横須賀三浦地域）） | 25 |
| 定 県 第 64 号 議 案 | 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更について | 26 |
| 定 県 第 65 号 議 案 | 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について | 28 |

かながわボランティア活動推進基金21条例 の一部を改正する条例

かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(基金に属する現金等)」に改め、同条第1項中「財産」を「現金」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 県が平成4年度に一般会計において一般財団法人神奈川県警友会に対して貸し付けた警友病院建設資金貸付金の償還金及び利子
- (2) 県が昭和63年度から平成9年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の償還金
- (3) 県が昭和53年度から平成12年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金の償還金及び利子
- (4) 基金の趣旨に添う寄附金
- (5) 前各号に掲げる現金の運用により生じた収益金

第3条第2項中「前項第1号に掲げる債権の未償還元金及び第2号」を「前項各号」に改める。

第8条第2号ただし書中「第3条第1項第2号オ」を「第3条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

市町に貸し付けた住宅資金市町村貸付金の全額償還に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつかの項中「平塚市代官町11番30号」を「平塚市山下3-22-46」に改め、同表特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項中「横浜市中区真砂町三丁目33番地」を「横浜市中区長者町八丁目125番地」に改め、同表特定非営利活動法人地域福祉を考える会の項中「伊勢原市田中256番地の1-301」を「伊勢原市桜台三丁目12番1-101号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を変更するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例及び学校職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第9条の5第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第9条の5第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たり

の駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

国家公務員の例に準じ、駐車場等を利用し料金を負担する職員に通勤手当を支給するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

認定こども園の要件を定める条例の一部を 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号イ中「35人」を「30人」に改め、同条第5号に次のように加える。

ウ ア及びイの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保すること。

第2条第10号に次のように加える。

シ 法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下このシにおいて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表中

「

| | | |
|--------------|--|------------------------------------|
| <p>附則第3項</p> | <p>第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者</p> | <p>幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者</p> |
|--------------|--|------------------------------------|

を

」

「

| | | |
|---------|---|-----------------------------|
| 第2条第5号ウ | 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者 | 特定理学療法士等 |
| 附則第3項 | 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者 | 幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者 |

に改める。

」

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

- 8 第2条第5号ウ及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該施設の保育士登録を受けている者（同号ウただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10号の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の第2条第4号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

認定こども園の要件を定める条例の一部を 改正する条例の一部を改正する条例

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日」に改め、「及び（エ）」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 3 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第2条第4号ア（エ）の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア（エ）の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の6の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第12条の7 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第46条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第67条第18項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第11項、第15項又は第16項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第11項中「この項において」を削り、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項又は附則第15項若しくは第16項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第17項中「保育士（）」の次に「第46条第3項、」を、「」を」の次に「、同条第3項、附則第11項及び前2項の規定の適用がないものとした場合に同条第2項の規定により算定される」を加え、「（附則第11項及び前2項の規定の適用がないものとした場合に第46条第2項の規定により算定される数をいう。）」を削る。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項の次に次の1項を加える。

18 第46条第3項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項又は附則第15項若しくは第16項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の6の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第46条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第46条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第8条第1項及び第3項の表備考1中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第6項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の表備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第21条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第9項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第13項中「附則第9項」を「第8条第5項及び附則第9項」に、「第8条第3項」を「同条第3項」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項の次に次の1項を加える。

14 第8条第5項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第3項の表備考1に定める者（同条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しな

ればならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び2の項」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第8条第3項の表2の項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第8条第3項の表2の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第78条、第78条の2、第81条の9及び第89条中「から第46条まで、第48条」を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第43条まで、第45条」を「第45条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する 条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立永谷高等学校の項を削り、同表神奈川県立二俣川高等学校の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|--------------------|
| 神奈川県立横浜旭高等学校 | 横浜市旭区下川井町2,247番地の1 |
|--------------|--------------------|

別表第1 神奈川県立旭高等学校の項及び神奈川県立横浜旭陵高等学校の項を削り、同表神奈川県立舞岡高等学校の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|----------------|
| 神奈川県立戸塚南高等学校 | 横浜市戸塚区汲沢町973番地 |
|--------------|----------------|

別表第1 神奈川県立横浜桜陽高等学校の項及び神奈川県立深沢高等学校の項を削り、同表神奈川県立藤沢工科高等学校の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|--------------|
| 神奈川県立藤沢東高等学校 | 藤沢市大鋸1,450番地 |
|--------------|--------------|

別表第1 神奈川県立藤沢清流高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立永谷高等学校の項、神奈川県立旭高等学校の項、神奈川県立横浜旭陵高等学校の項、神奈川県立横浜桜陽高等学校の項、神奈川県立深沢高等学校の項及び神奈川県立藤沢清流高等学校の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立高校改革実施計画に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第9号中「この号に」を「この号及び次号に」に、「この号及び次号」を「この条」に、「同号」を「第11号」に改め、同条第10号中「を取り付けること、位置情報記録・送信装置」を「又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」に、「伴い位置情報記録・送信装置」を「伴い位置情報記録・送信装置等」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

附 則

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、承諾を得ないで、位置特定用識別情報送信装置の位置に係る位置情報を取得する行為を規制の対象とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

特定事業契約の変更について

令和7年3月21日定県第170号をもって議決を経た県営上溝団地の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 契約者名 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号
大成ユーレック株式会社
代表取締役社長 青木 卓
横浜市戸塚区戸塚町157番地
大洋建設株式会社
代表取締役 黒田 憲一
横浜市南区新川町5丁目28番地
株式会社小俣組
代表取締役 小俣 順一
東京都文京区本郷1丁目28番34号
株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店
支店長 小倉 啓太
海老名市中央3丁目3番32号
株式会社むげん
代表取締役社長 吉水 慶介
相模原市中央区富士見3丁目15番7号
株式会社美都住販
代表取締役 海崎 茂
- 2 原契約金額 143億2,544万1,902円
- 3 変更契約金額 156億1,402万4,710円

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒岩 祐治

(提案理由)

特定事業契約に基づく建設費用の物価変動による改定等に伴い、県営上溝団地の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の変更について

平成23年3月14日定県第35号をもって議決を経た近代美術館新館（仮称）等の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 契約者名 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
株式会社 モマ神奈川パートナーズ
代表取締役 内田 真二

2 原契約金額

| | | |
|--------------------|--|-------------------------|
| 維持管理及び美術館支援等に関する費用 | 平成15年度 | 3億2,147万100円 |
| | 平成16年度 | 2億7,985万9,650円に改定率を乗じた額 |
| | 平成17年度から平成22年度まで | |
| | 前年度の維持管理及び美術館支援に関する費用に改定率を乗じた額 | |
| 平成23年度 | 2億7,759万5,676円に平成16年度から平成22年度までの改定率を乗じた額に199万9,430円を加えた額 | |
| 平成24年度 | 2億7,759万5,676円に平成16年度から平成23年度までの改定率を乗じた額に119万2,906円を加えた額 | |
| | 平成25年度から平成27年度まで | |
| | 2億7,759万5,676円に平成16年度から前年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額 | |
| | 平成28年度から平成44年度まで | |
| | 2億3,739万1,176円に平成16年度から前年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額 | |

3 変更契約金額

| | | |
|--------------------|--|-------------------------|
| 維持管理及び美術館支援等に関する費用 | 平成15年度 | 3億2,147万100円 |
| | 平成16年度 | 2億7,985万9,650円に改定率を乗じた額 |
| | 平成17年度から平成22年度まで | |
| | 前年度の維持管理及び美術館支援に関する費用に改定率を乗じた額 | |
| 平成23年度 | 2億7,759万5,676円に平成16年度から平成22年度までの改定率を乗じた額 | |

に199万9,430円を加えた額
平成24年度 2億7,759万5,676円に平成16年度から平成23年度までの改定率を乗じた額に119万2,906円を加えた額
平成25年度から平成27年度まで
2億7,759万5,676円に平成16年度から前年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額
平成28年度から令和7年度まで
2億3,739万1,176円に平成16年度から前年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額
令和8年度 2億3,739万1,176円に平成16年度から令和7年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額に2,210万6,821円を加えた額
令和9年度 2億3,739万1,176円に平成16年度から令和8年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額に3,181万3,804円を加えた額
令和10年度から令和14年度まで
2億3,739万1,176円に平成16年度から前年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

近代美術館における美術情報システムの情報セキュリティ対策の強化の実施に伴い、近代美術館新館（仮称）等の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 通信機器
- 2 契約者名 NTT東日本株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子
- 3 契約金額 6億5,780万円

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

通信機器買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県営住宅（横浜等地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県営住宅（横浜等地域）
- 2 施設 の 所 在 地 横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町及び山北町
- 3 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 株式会社東急コミュニティー
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 4 指 定 期 間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅（横浜等地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県営住宅（川崎地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県営住宅（川崎地域）
- 2 施設 の 所 在 地 川崎市
- 3 指 定 管 理 者
(1) 名 称 株式会社東急コミュニティー
(2) 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 4 指 定 期 間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅（川崎地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県営住宅（相模原等地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県営住宅（相模原等地域）
- 2 施設 の 所 在 地 相模原市、座間市及び愛川町
- 3 指 定 管 理 者
(1) 名 称 株式会社東急コミュニティー
(2) 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 4 指 定 期 間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅（相模原等地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県営住宅（横須賀三浦地域）
- 2 施設 の 所 在 地 横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町
- 3 指 定 管 理 者
(1) 名 称 株式会社東急コミュニティー
(2) 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 4 指 定 期 間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の一部を次のように変更する。

別表第2建物の項中

「

| | | |
|---------|-------------|--------|
| 渡廊下（Ⅱ期） | 足柄上郡中井町境218 | 274.70 |
| 渡廊下（Ⅰ期） | 足柄上郡中井町境218 | 108.31 |
| 車庫 | 足柄上郡中井町境218 | 71.50 |
| グラウンド便所 | 足柄上郡中井町境218 | 16.00 |
| ポンプ室 | 足柄上郡中井町境218 | 10.00 |

を

」

「

| | | |
|---------|-------------|--------|
| 渡廊下（Ⅱ期） | 足柄上郡中井町境218 | 274.70 |
| 交流棟 | 足柄上郡中井町境218 | 249.30 |
| 渡廊下（Ⅰ期） | 足柄上郡中井町境218 | 108.31 |
| 車庫 | 足柄上郡中井町境218 | 71.50 |
| 倉庫 | 足柄上郡中井町境218 | 39.26 |
| グラウンド便所 | 足柄上郡中井町境218 | 16.00 |
| ポンプ室 | 足柄上郡中井町境218 | 10.00 |
| 倉庫 | 足柄上郡中井町境218 | 10.00 |
| 倉庫 | 足柄上郡中井町境218 | 10.00 |
| 倉庫 | 足柄上郡中井町境218 | 10.00 |

に改める。

| | | |
|----|-------------|------|
| 倉庫 | 足柄上郡中井町境218 | 8.05 |
|----|-------------|------|

」

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

中井やまゆり園の交流棟等の設置に伴い、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に県が出資する資産を追加するため、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款を変更したいので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の一部を次のように変更する。

別表第2建物の項足柄上病院の項中

| | | | |
|----------|---|-------------------------|-------|
| 「 | | 「 | |
| 2号館 | | 2号館 (令和7年10月除却) | |
| 医療ガス機械室 | | 医療ガス機械室 (令和7年10月除却) | |
| コンプレッサー室 | | コンプレッサー室 (令和7年10月除却) | |
| 空調機械室 | を | 空調機械室 (令和7年10月除却) | に改める。 |
| 電気室 | | 電気室 (令和7年10月除却) | |
| 薬液室 | | 薬液室 (令和7年10月除却) | |
| 」 | | 」 | |

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

令和8年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

足柄上病院の2号館等の除却工事が完了したことに伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産を除却したため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款を変更したいので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により提案するものであります。

